

クラスター弾規制の新動向 —クラスター弾条約に焦点を当てて—

2011年度日本軍縮学会研究大会
2011年7月30日
青山学院大学 阿部達也

2. 規制対象

▶クラスター弾の特徴: 二重の非人道性

- ①武力紛争時の無差別性
- ②武力紛争後に不発弾化(地域的効果)

↓

「文民に容認し難い害(unacceptable harm)をもたらすクラスター弾・・・を禁止」(◇オスロ宣言・◆条約前文)

※部分的禁止

2011/7/30

日本軍縮学会研究大会(阿部)

4

はじめに —条約発効から約1年が経過して—

- 2008/05/30 条約成立
- 2008/12/03 署名開放
- 2010/08/01 効力発生: 30カ国(現在50か国)
- 2010/11 第1回締約国会議(於: ラオス)
- 2011/02 タイによる使用?
- 2011/04 リビア政府軍による使用

2011/7/30

日本軍縮学会研究大会(阿部)

2

2. 1 クラスター弾の定義

◆第2条2項

「クラスター弾」とは、それぞれの重量が20kg未満の爆発性の子弾を散布し、又は投下するように設計された通常の弾薬であって、これらの爆発性の子弾を内蔵するものをいう。

⇒親弾に複数の子弾が含まれる兵器

2011/7/30

日本軍縮学会研究大会(阿部)

5

1. 条約の目的

◆前文

「クラスター弾」によりもたらされる「苦痛及び犠牲を永久に終止させる」

「クラスター弾による被害者に・・・援助を提供」する



2011/7/30

日本軍縮学会研究大会(阿部)

3

2. 2 除外条件(技術的基準)

◆第2条2項(c)

無差別かつ地域的に効果を及ぼすこと及び不発の子弾がもたらす危険を避けるため、次のすべての特性を有している弾薬

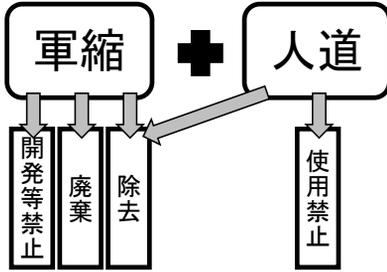
- (i)子弾数10未満、(ii)子弾重量4kg超、(iii)子弾の攻撃目標探知能力、(iv)自己破壊装置、(v)自己不活性化機能

2011/7/30

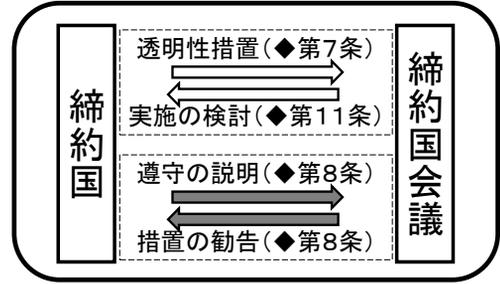
日本軍縮学会研究大会(阿部)

6

3. 規制活動



4. 履行確保



3.1 廃棄・除去

貯蔵クラスター弾 (◆第3条)	クラスター弾残存物 (◆第4条)
保有国の法的義務	所在地国の法的義務 ※使用国の援助奨励
自国の管理及び管轄下の クラスター弾	自国の管理又は管轄下の クラスター弾残存物
自国に発効後8年以内に 廃棄(延長可)	自国に発効後10年以内 に除去・廃棄(延長可)
	国際協力・援助の対象

5. 非締約国との関係

◆第21条

普遍化の促進	抵触の調整
条約参加の働きかけ (◆第21条1項)	相互運用の許容 (◆第21条3項)
自国の義務の通報・非締 約国の使用抑制への最善 の努力(◆第21条2項)	相互運用時の締約国の禁 止行為(◆第21条4項)

3.2 使用・開発・生産等の禁止

◆第1条1項

- (a)使用の禁止
- (b)開発・生産・取得・貯蔵・保有・移譲の禁止
- (c)上記活動を行う者への援助・奨励・勧誘の禁止

※国内実施措置(◆第9条)を通じて自国管轄・管理下の私人の行為をも規律

おわりに —評価と課題—

- 軍縮条約のアイデンティティが変容？
 - ①利害関係者の拡大
 - ②条約対象事項の多様化
 ⇨ 国際化 制度化
 ⇨ 国家間の条約であることの制約・限界

- 条約の普遍化と実施に向けて